

競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格停止措置業者

西日本電信電話株式会社

大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

株式会社大塚商会

東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号

Dynabook 株式会社

東京都江東区豊洲五丁目6番15号

中外テクノス株式会社

広島県広島市西区横川新町9番12号

2 入札参加資格停止措置期間

業者名	停止期間	停止月数
西日本電信電話(株)	令和4年10月20日から令和4年11月19日まで	(1月間)
(株)大塚商会		
Dynabook(株)	令和4年10月20日から令和4年12月19日まで	(2月間)
中外テクノス(株)		

西日本電信電話(株)、(株)大塚商会については、課徴金減免制度の適用を受けているため、下記の停止基準第6条第5項の規定により、停止期間を別表の2分の1の期間とする。

3 入札参加資格停止理由

広島県や広島市が発注した学校用パソコン等の入札で談合を繰り返したとして、令和4年10月6日付けで公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けたため。

4 根拠基準

守山市建設工事等入札参加資格停止基準第3条

別表第2第7項第2号エに該当（独占禁止法違反行為）

「近畿府県等以外の他の公共機関等が発注した工事等に関し、公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。」

同基準第6条第5項（入札参加資格停止期間の特例）

「市長は、別表第2第7項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該業者の入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。」